

京都体操協会 規約

第1条 名称

本会は、京都体操協会と称する。

(事務局は庶務担当理事の所におく)

庶務担当は平安女学院中学高等学校内とする。

〒602-8013 京都府京都市上京区下立売通烏丸西入五町目町172-2

第2条 目的・組織

本会は、体操を愛好する個人または団体をもって組織し、体操の普及発展と会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条 事業

本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- ① 各種競技会の開催。
- ② 体操に関する研修会、講習会、練習会の開催。
- ③ 体操演技会の開催。
- ④ 体操普及のための事業。
- ⑤ その他、目的達成のための事業。

第4条 役員

本会には、次の役員をおく。

会長	1名	
副会長	若干名	
理事長	1名	
副理事長	若干名	
常任理事	若干名	(2001.3 改正)
理事	若干名	
監査	2名	

第5条 名誉会長・顧問・参与

本会に、名誉会長・顧問・参与(いずれも若干名)をおくことができる。(1998.3 改正)

第6条 役員の仕事

会長は、本会を代表し会務を掌握する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。

理事長は、理事会を統括する。

副理事長は理事長を補佐する。

理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。

監査は、本会の会計を監査する。

第7条 役員を選出

会長・副会長・理事・監査は総会で選出する。

理事長・副理事長は理事の互選とする。

(但し、各種加盟団体より1名の理事を派遣することができる。)

(1995.3 改正)

第8条 役員の任期

役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。

第9条 運営上の組織

本会運営のため次の部を設ける。

- ① 総務部（庶務・会計・登録・広報）
- ② 強化部
- ③ 審判部
- ④ 競技部
- ⑤ 事業部
- ⑥ 普及部

それぞれの部に部長・副部長を1名、部員若干名をおく。

（但し、部により若干名おくこともある。）

いずれも理事会で選出し、会長が委嘱する。各部はそれぞれに属する業務を行う。

第10条 会議

本会に、次の会議を設ける。

- ① 総会
- ② 理事会
- ③ 常任理事会（2001.3 改正）
- ④ 部会

第11条 会議の成立

- ① 総会は、年1回として会員全員で構成し、本会の重要事項を審議する
- ② 理事会は定例に行い、理事の過半数で成立する。なお、必要に応じて会長が召集することができる。
理事会は協会業務の執行機関とする。（2001.3 改正）
- ③ 部会は、必要に応じて部長が招集し、主として各部の連絡・調整・運営をはかる。
- ④ 常任理事会を毎月定例に行い、主として各部との連絡調整をはかる。なお、必要に応じて会長が召集することができる
（2001.3 改正）

第12条 会計

本会の会計は、会費、寄付金、事業収入、その他の収入で補う。

会計年度は、1月1日より12月31日迄とする。

（1993.3 改正）

会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

（2012.3 改正）

附 則

- 1, 本会の会費は、年間個人2000円、団体10000円とする。
(1995・03改正)
- 2, 本会は、(公財)日本体操協会の組織団体として評議員1名、技術委員男女各1名を送る。
- 3, 本会は、近畿体操協会の組織団体として、常任理事・理事各1名を送る。
- 4, 本会は、(公財)京都府体育協会の加盟団体として評議員を1名送る
- 5, 本規約は、昭和56年4月1日(1981.04)から執行する。
1986.03.15 改正
1995.03.11 改正
1997.03.08 改正
1998.03.09 改正
2001.03.11 改正
2012.03.20 改正
2013.03.20 改正

補 則

第9条 運営上の組織

本会運営のため次の部を設ける。

- ① 総務部（庶務・会計・登録を含む。）
事務局は各種会議の運営、各種連絡・調整、役員審判依頼文章発送各種文書の依頼発送、各種文書付・保存・提出等を行う。
会計は年間予算・決算、各種大会・イベント終了時の理事会・常任理事会でその度々報告を行う
登録は日本体操協会（役員・選手登録）
京都体操協会会員登録及び名簿の作成
広報はマスメディア関係の対応及び協会のHPの作成書き込み
- ② 強化部
ヘッドコーチ・技術指定コーチ
国体強化練習会・国体強化合宿の計画と実行に伴う
国体強化の企画・運営・決算等を理事会、部長会でその都度行う
国体選手・国体強化選手・国体監督の原案を作成し、部長会及び理事会で承認を受ける。
ジュニア強化担当者はジュニア部門の合同練習会・合同合宿の企画・運営を行い、理事会、常任理事会の承認を受ける。
講習会（選手、指導者）
- ③ 審判部
各種競技会の審判員の確認・依頼を総務部と確認して行う。
審判研修会・審判認定講習会の企画・運営・予算決算等を理事会、常任理事会で承認を受ける。
審判登録（審判員登録・名簿作成）
講習会を選手、指導者に向けて行う。
（採点規則・難度・特別要求など）
- ④ 競技部（体操競技・新体操）
各種競技会の要項作成
参加申し込みの受付
プログラムの作成
競技会の運営
練習時程、進行、表彰、開閉会式、セット・カット、補助員の配置等 競技記録の整理、保存
大会競技用品の消耗の確認と補充確保
- ⑤ 事業部
年間事業計画作成、会場確保
演技会や競技会の招致
運営資金確保のための事業
協賛企業、広告などの確保
- ⑥ 普及部
京都少年体操学校の運営及び広報
京都ジュニアクラブ間の連絡調整及び大会開催など
京都体操祭の開催運営に関すること
中体連、高体連、京都府学連との連絡調整
各種研修会、講習会（選手・指導者）
上記の企画、運営、予算決算を理事会・常任理事会で報告及び承認を受ける。